

発行所
日本赤十字
新労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区西久保
広町35(庚申ビル)
TEL 03-432-1089
発行責任者
等々力 重信

日赤新労

綱領
1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期す。
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

第13回定期大会開催

とき 昭和49年2月24日—2月26日
ところ 滋賀県近江八幡国民宿舎宮ヶ浜荘



執行委員長挨拶

日赤新労は、昭和三十六年九月伊勢市に於て誕生し、三つの綱領を定め、組合本来の使命である経済闘争を主軸として、あらゆる労働条件の維持改善に努め、特に日赤年金制度の実現については、これを重要な柱の一つとして立ち上ったのである。

主なる経済闘争としては、国家公務員体系を本社間に確立したが国家公務員と日赤の給与とは、当時六カ月の開きを余儀なくされていたのである。従って新労は人事院勧告の完全実施を中心として、国家公務員に追いつき、追いこせをモットーとして年々前進し、遂に四十八年には、一部の単組を除き、人事院勧告完全対施という初期の目的を達成した。これは賃金闘争における一段階に到達したものであるとして高く評価されるべきである。

しかしながら我が国の経済は、卸売物価は四十七年度以来、消費者物価は四十八年に入って、加速度的に上昇を始め、今日戦後の混乱期と、朝鮮戦争期以外にみられないような、異常なインフレが進行している。今日の物価上昇にみられる特徴は、第一それがかつてない異常な上昇率であること、第二にこれまでのように消費者物価が上昇し、卸売物価は比較的安定しているという型が崩れ、逆に卸売物価の上昇が先行し、それが消費者物価に波及して上昇を加速度的にしていることである。更に石油問題が発生しており、卸売物価の上昇傾向は簡単におさまらないと見られる。このようなことから国内の各労働団体は、最低二万五千円、四万円の要求獲得のため、七四年春闘は、春闘共闘案に結集する八百万人労働者だけでなく、未組織労働者層や勤労階層が一団となって闘う、かつてないほどの大規模な国民春闘となりつつある。

このような状況から、日赤新労の場合、本年は国家公務員以上の賃金要求のため、定期大会を二月に実施し、大巾な賃上げの獲得、定昇こみ三十三%以上、諸手当についても、新労独自の要求額を試算し、要求しなければならぬ。しかし、日赤における各施設は独立採算をとり、その財源をみる時、従来の闘争内容では、容易に獲得

四十八年度臨時大会並に十三回定期大会議事

昭和四十八年度臨時大会並に十三回定期大会は、二月二十四日(二六日の三日間)遠く比良の山を望む美しい琵琶湖畔の国民休暇村、宮ヶ浜荘において盛大に開催された。

吉村副執行委員長の力強い開会挨拶に始まり、資格審査、成立確認の上、議長に早乙女正人氏(石巻日赤)、副議長に小森清志氏(大田原日赤)、書記に深田謙二氏(福岡血七)を選び、続いて川出執行



定期大会々場

【49年度新役員】

執行委員長	川出 富治
副委員長	宮野 政一
書記	青野 信一
執行委員	佐藤 雄一
監査委員	野瀬 貞親
執行委員	仙波 紀子
執行委員	野川 淑夫
執行委員	野見山 淑夫

- 委員長より、臨時大会開催並びに大会開催時期、会計年度変更について説明があり、全員の賛成を得て、次の大会役員承認の上、祝電披露、執行委員長挨拶(別項)があり、経過報告に入る。
- 大会役員
 - 大向 広治(八戸日赤)
 - 仙波 紀親(浜松日赤)
 - 川崎 実二(大津日赤)
 - 児玉 昭信(三原日赤)
 - 渡辺 康喜(唐津日赤)
 - 佐藤 吉唱(宮城血七)
 - 電 忠亮(名二日赤)
 - 鈴木 史郎(鳥取日赤)
 - 選挙管理委員
 - 野田 正昭(福島血七)
 - 大江 融(愛知血七)
 - 行本 昌平(岡山日赤)
 - 松本 茂樹(筑前山田日赤)
 - 宣言文起草委員
 - 谷津 愛二(足利日赤)
 - 中島みつよ(福岡血七)
 - 各部報告
 - 組織部 吉村組織部長
 - 教宣部 宮野教宣部長
 - 調査部 野沢力副部長
 - 婦人部 野沢婦人部長
 - 一般経過報告 青山書記長
 - 四十八年度における経過報告のうち、特筆すべきことは、新労発足以来の主目標であった人権の完全実施をかちとり、これまでの長年の宿願であった年金制度の実現に、今一歩というところまでこぎつけたことである。
 - 会計報告 佐藤会計
 - 会計監査報告 瀬川 剛
 - 諸票書、諸帳簿の整理記載並びに出納は正確である旨報告された。
 - 単組報告
 - 初の試みとして、大会参加単組の活動状況が、ブロック順に報告され、参加者全員の絶大な拍手によって報告事項を終了した。
 - 審議
 - 一、昭和四十九年度運動方針案について
 - 一部字句修正並びに追加事項を加えて次のとおり本部原案を可決した。スローガンは次の通り
 - 大巾な賃上げの獲得
 - 看護婦確保手当の獲得
 - 年金制度の実現
 - 退職一時金の改善
 - 二、昭和四十九年度運動方針案について
 - インフレによる物価高の影響で苦しいながらも四十九年度においては、組合費の値上げをせず予算案の作成したが、五十年度は少なくとも二割前後の組合費値上げが必要なることを含めて、原案通り承認された。
 - 三、昭和四十九年度闘争方針について
 - スト権確立について討論を重ね賛成多数で、時期、方式等執行部一任と決定
 - 支部長交渉、本社集会、ハガキ戦術、胸章運動等、時期に応じて闘争方針の実施を可決。
 - 四、昭和四十九年度本社要求事項について
 - 別項のとおり承認された。
 - 五、年金制度について
 - いよいよ実現を目前に控え、発足間近となった(裏面に年金特集)
 - 六、夏期手当について
 - 統一要求として
 - 二十一割(十)二万円要求を決定。以上で全員討議による熱心な審議を終了し、新役員選出の後、中島ミヨシ氏(福岡血七)による力強い大会宣言、つづいて新旧役員挨拶と、会場割れんばかりの労働歌「ガンパロウ」の合唱、最後に委員長音頭による新労万才三唱を、静かな琵琶湖の湖面と、松や杉の針葉樹林に響き渡らせながら第十三回新労定期大会を無事終了したのである。

大会宣言

日赤新労第十三回定期大会を、二月二十四日(二六日の三日間)にわたって、滋賀県近江八幡市に於て開催した。我々は昭和四十九年度運動方針として、実のあるスローガンのもとに、年金制度の実現を主軸とした項目を樹立し、その貫徹のために、新労理念を基調とし揺がざる意志、たゆまざる行動のもとに力強く前進することを闘争方針として決定した。

右一九七四年近江八幡宣言とする昭和四十九年二月二十六日
日赤新労第十三回定期大会

本年度新労定期大会に於いて、新執行委員に就任した仙波紀親氏を紹介いたします。

◆役員プロフィール◆

諸問題の山積する新労・労働組合主義に徹した現委員長を中心とし組合員総力で健全な赤十字の歩みを念じ、あらゆる機会をとおし新労の発展に努力する所存です。

執行部を辞するにあたり
前副執行委員長 吉村政一

時間をさく事の出来ない職場状況のため、やむなく執行部を辞退し、ご迷惑をおかけした事をお詫びいたします。

執行部に席をおいた六年間、委員長の外遊中に委員の方と二人でのべア諾否の本社団交、他の委員の方も同様であるが、母危篤を知りながら出席した中央委員会などの苦しかった事なども胸にこみ上った事などがありません。その間、諸氏より寄せられたご芳情に対し深く感謝いたします。



新役員顔ぶれ

生れは四國の愛媛県で、浜松赤十字病院へは、放射線技術師として昭和四十二年三月に就職され現在在科の中堅として充実した技術者を十二分に発揮され毎日の仕事に奮闘して居ります。

組合員や後輩の面倒見もよく、人間味のある気風が話の出来るタイプであって、尚かつやさしく親切な人望豊かな方でありませう。

現当組の組合長として、若さに溢れた闘志と組合に対する情熱をもって活躍中でありませう。単組での病院側との交渉に於いても、外見では思われない程の突進力で要求を貫こうとする力強さがある必ずや「新勢の新星」としてその職責を立派に果たすものと確信しています。

組合活動も然る事ながら、特記しなければならぬ事は「ボリリング」である。昨年まで定期的に

行っていた、院内大会では毎回優勝する程で、その腕前はプロ級である。院内ばかりでなく市内のボリリング場でも彼の名が上っている。アルコールの方も相当なもので晩酌にビールを添えて(半分位)のんで居るそうで、彼は三々九度もビールかコーラで絶体行くと云っています。

家庭にあっては○男○女の父ではなく単身でありまして、目下花嫁集中中とか締め切りも間近だそうですね。よろしく!

何事に就いてもフアイトと行動力を取り組む彼です。今後の活躍を期待すると共に日赤新勢のより一層発展の為各単組皆様のご助力ご支援をお願いし紹介の一端と致します。

昭和四十九年三月
浜松日赤職員組合
副組合長 藤井 克治

四十九年度要求書提出

(三月七日提出)

要求書の一(全般的事項)

社長宛
一、昭和四十九年度賃上げについて
日赤新勢は従来人勤完全実施を要求してきたが、本年は特にインフレの折柄人勤以上の賃上げを要求する。

改訂率 定昇込三三%以上(二五、〇〇%以上)
二、最低賃金の引上げについて
六〇、〇〇〇円としこれに伴う中ダルの是正を要すること。

三、諸手当の改善について
○扶養手当 一人目五、〇〇〇円 二人目以上三、〇〇〇円とすること。
○通勤手当 全額支給すること
○住宅手当 自己所有の場合固定資産税や維持補修費等の負担増並びに殆どの場合借入金による購入で家賃相当額以上の返済は借家居住者とその負担額は変らず職員に定着面からも借家者のみならず住宅手当として全員に支給すること。

世帯主八、〇〇〇円
準世帯主四、〇〇〇円
○調整手当 近年生活水準が地方都市を問はず格差が少いので現在支給されていない地域に対して一律三%を支給すること。

○寒冷手当 冬期における暖房等の生計費増大のため現在支給されていない地域に対して十二月・二月の三ヶ月間寒冷手当を支給すること。
○時間外手当五〇%支給とする
○夜勤手当一〇〇%支給とする

四、看護婦確保手当として月八、〇〇〇円を支給すること
五、特殊勤務手当の支給範囲に次の項目を追加すること
○臨時検査従事者
○交通事故の危険性のある外勤者
○電気技師、ボイラー技師その他危険物取扱者
○ゴミの処理係
○看護婦
又その他の職員については衛生手当として月一、五〇〇円を支給すること。

六、昇格基準 看護婦の渡り及び全般的な改正を行うこと
○全職種十二号をもつて格別で定めるものとし、他の制限条件を無くすること。
七、血液センター職員初任給基準内規の一部改正すること
血液センター職員の初任給基準内規第三項基準号俸の一号上下の号俸とあるところの(下)の項を削除すること。

八、年金制度を早期実施し退職一時金を三五年七〇ヶ月と改善する
九、看護婦夜勤手当月八日制を実施すること
十、産前産後の特休中は全額支給すること
十一、産前産後として予定日が延期した場合に産前産後として取扱うこと
十二、週休二日制を実現すること
十三、天下一人事をなくし内部で人材を養成し昇格させること
十四、保育所を全施設に設置すること

日赤新勢が昭和四十四年度、第九回定期大会において決定した長期資金計画の一環とする人事院勧告完全実施が確立され、次に全国の赤十字に働く二万数千の職員に希望と勇気を与える年金制の実現が眼前まで来ている時、ここに日赤臨時退職年金委員会の発足以来慎重な審議を重ねた退職年金要綱案を全文掲載する。

日本赤十字社退職年金規程
要綱(案)

一、目的
日本赤十字社職員の老後の生活安定に資することにより、その勤労意欲の向上と業務の能率的運営をはかることを目的とし、長期勤続の老令退職者に対して退職年金を支給するものとする。

二、定義
この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(一) 職員
常勤勤務する有給職員(嘱託として雇入れられる者、一年以内の期間を定めて雇入れられる者又は日雇入れられる者を除く)をいう。

(二) 加入期間
職員として採用となつた日(昭和四十九年三月三十一日以前に採用となり、同年四月一日以降引続いで在職する職員については、昭和四十九年四月一日)から退職又は死亡した日までの期間をいう。

(三) 給与月額
日本赤十字社職員給与要綱(昭和三十六年本達乙第一号、以下給

退職年金特集(日赤退職年金実施要綱案)

あることの判断を示しておりここに更めてインフレ手当として三月末日までに〇・三カ月分の支給を要求します。

要求書の三(夏期手当)
社長宛
第十三回日赤新勢定期大会において昭和四十九年度夏期手当を下記の通り統一要求として決議されたので要求する。

統一要求額 二十一割(一律二〇〇〇〇円以上)

年金の月額は次の各号に掲げる金額の合計額とする。

(1) 退職の日の前日までの三年間の平均給与月額に加入期間の月数を乗じ、これに二、〇〇〇分の九の割合を乗じて得た額。
(2) 一五〇円に加入期間の月数を乗じて得た額を十二で除して得た額。

九、過去勤務期間の取扱
(1) 昭和四十九年三月三十一日以前に採用となり、引続き翌日以降に在職する職員は、同項第三号の「退職期間(以下「過去勤務期間」という)は、第五項第一号第七項第一号ならびに第八項第二号及び第三号の加入期間とみなすこと。
(2) 第五項第一号の職員であつて過去勤務期間がある者の第五項第三号の退職年金の月額は次の各号に掲げる金額の合計額とする。
① 第五項第三号(1)の金額に、退職の日の前日までの三年間の平均給与月額に過去勤務期間の月数を乗じ、これに二、〇〇〇分の九の割合を乗じて得た額を加えた額
② 第五項第三号(2)の金額に、一五〇円に過去勤務期間の月数を乗じ、これを二で除して得た額を加えた金額
(3) 前号の者の第六項の減額退職年金の月額は、同項の規定にかかわらず前号の年金月額に支給開始年月令に定めた、別表一に定める支給率を乗じて得た金額とする。

(4) この項の第二号の者にかかる前項第二号の遺族一時金の金額は同項の規定にかかわらず同号前段に掲げるものについては、前号の規定を準用して得た額に、同号後段のものについては、この項の第二号の算式によつて計算して得た額に、「九二、九三九」の割合を乗じて得た額に、それぞれ別表四に定める乗率を乗じて得た額とする。

(5) この項の第二号の者にかかる前項第三号の遺族一時金の金額は同項の規定にかかわらず同号前段に掲げるものについては、前号の規定を準用して得た額に、同号後段のものについては、この項の第二号の算式によつて計算して得た額に、「九二、九三九」の割合を乗じて得た額に、それぞれ別表四に定める乗率を乗じて得た額とする。

一〇、所要財源の負担
(1) 昭和四十九年四月一日以降の加入期間に対応する給付に必要な費用のうち、第七項第二号の上乗せ分(十分の一)に要する費用は施設が負担するものとし、残りの費用を施設と職員が折半して負担する。

(2) 過去勤務期間に対応する給付に必要な費用の金額を、施設が職員の毎月の給与月額に応じて負担すること。

附則
この要綱は、昭和四十九年四月一日から実施する。

一、資金の出納及び運用
(1) 資金の出納は、特別会計として経理すること。
(2) 資金の運用については社長の諮問事項を審議し又は建議するため「年金資金運用委員会(仮称)」を置くものとし、その組織及び運営については社長が別に定めるものとする。

一三、その他
(1) 休職期間の取扱
加入期間又は過去勤務期間の計算において休職となつた期間が一月以上あるときは、その期間の二分の一に相当する月数を控除するものとする。ただし、休職期間のうち休職給の支給を受けなかつた期間があるときは、給与要綱第三十六項第一号に定める場合を除き、その期間の全月数を控除するものとする。

(2) 給付の制限
(イ) 年金受給資格に達している職員が懲戒処分により解雇

されたときは、退職年金又は減額退職年金を支給しないものとする。ただし第七項第一号の規定にかかわらず、同項第二号の規定を準用して得た金額を脱退一時金として支給することができる。

(ロ) 職員が、第十項第一号の規定により負担すべき拠出金の全部又は一部を納付していないときは、退職又は死亡した場合に給付されるべき金額の全部又は一部を差し止めること。

(ハ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を受ける者に支給されるべき退職年金又は減額退職年金は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止すること。

今回の機関紙第六十六号の編集に当って、新勢の活動が、いわゆる春闘の線に沿つて次のような点が改められたことが感ぜられました。

一、定期大会開催時期が二月に繰り上げられ、それにつれて諸般の活動が早まったこと。
二、会計年度が二月から、翌年一月までとなつたこと。
三、人事院勧告完全実施が実現し給与面に一段階を制したこと。
四、多年宿願の年金制度実現が殆んど達成されたこと。

等であり、輝かしい成果をあげたことは、特筆に値するものと信ずる。

しかし半面、今後新給与体系の樹立という問題と取り組まなくてはならぬこと、及びこれをかちとるための闘争の展開、その具体的方策等、今後共容易ならぬ努力を要することが感ぜられる次第であります。皆さん大いに頑張ってください。

次に機関紙記事に因らぬ御願ひして下さる所ですが、感想文、文芸等何んでもよろしいのですから、どしどし投稿をお願いします。

編集後記

昭和四十九年三月三十一日以前に採用となり、同年四月一日以降引続いで在職する職員については、昭和四十九年四月一日)から退職又は死亡した日までの期間をいう。

(三) 給与月額
日本赤十字社職員給与要綱(昭和三十六年本達乙第一号、以下給